**委託業務共同企業体協定書**

（目的）

第１条 当共同企業体は，「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託」（以下「業務」という。）に関する事業及びそれに付帯する事業について，共同連帯して受託することを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は， 　 委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は，事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は，令和 年 月 日に成立し，業務の委託契約の履行後６か月を経過するまでの間は，解散することができない。

２ 業務を受託することができなかったときは，当企業体は前項の規定にかかわらず，当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

 住 所

 商号又は名称

 住 所

 商号又は名称

（代表者の名称）

第６条 当企業体は， を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は，当該業務の履行に関し，当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで，発注者との折衝する権限並びに業務委託料の請求，受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条 各構成員の出資の割合は，次のとおりとする。ただし，当該業務について委託者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資の割合は変わらないものとする。

 　構成員 　　 ％

 　構成員 　　 ％

２ 金銭以外のものによる出資については，時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，業務の遂行内容について協議のうえ決定し，事業の円滑な遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は，業務に関して，当企業体が負担する債務の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は， とし，当企業体名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は，毎年決算月に当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合は，運営委員会の定めるところにより配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損を生じた場合は，運営委員会の定めるところにより負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第15条　構成員が業務に関し，発注者及び第三者に与えた損害は，当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては，その責任について関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは，運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は，いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条 本協定書に基づく権利義務は，他人に譲渡することはできない。

（委託業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第17条 構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当企業体が第１条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合において，残存構成員が共同連帯して当該業務の受託契約を完了させるものとする。

３　脱退構成員があるときは，残存構成員の出資の割合は，脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を，残存構成員が有している出資の割合により分割し，これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退構成員の出資金の返還は，決算の際に行うものとする。ただし，決算の結果欠損金が生じた場合には，脱退構成員の出資金から当該脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益が生じた場合において，脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第18条　当企業体は，構成員のうちいずれかが，当該業務中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては，他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては，除名した構成員に対してその旨の通知をしなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては，前条の第２項から第５項までを準用するものとする。

（履行期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第19条　構成員のうちのいずれかが当該業務途中において破産又は解散した場合においては，残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項においては，第17条第２項から第５項までを準用する。

（代表者の変更）

第20条　代表者が脱退し，若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては，従前の代表者に代えて，他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者にできるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第21条 当企業体が解散した後においても，当該業務につき契約不適合があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第22条 この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

 外　　社は，上記のとおり 委託業務共同企業体協定を締結したので，その証しとしてこの協定書　通を作成し，各通に構成員が記名押印し，１通は高知市上下水道局に提出し，他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　㊞

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　㊞

**委託業務共同企業体協定書**

（目的）

第１条 当共同企業体は，「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託」（以下「業務」という。）に関する事業及びそれに付帯する事業について，共同連帯して受託することを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は， 　 委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は，事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は，令和 年 月 日に成立し，業務の委託契約の履行後６か月を経過するまでの間は，解散することができない。

２ 業務を受託することができなかったときは，当企業体は前項の規定にかかわらず，当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

 住 所

 商号又は名称

 住 所

 商号又は名称

住 所

 商号又は名称

（代表者の名称）

第６条 当企業体は， を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は，当該業務の履行に関し，当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで，発注者との折衝する権限並びに業務委託料の請求，受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条 各構成員の出資の割合は，次のとおりとする。ただし，当該業務について委託者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資の割合は変わらないものとする。

 　構成員 ％

構成員 　 ％

 　構成員 　 ％

２ 金銭以外のものによる出資については，時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，業務の遂行内容について協議のうえ決定し，事業の円滑な遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は，業務に関して，当企業体が負担する債務の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は， とし，当企業体名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は，毎年決算月に当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合は，運営委員会の定めるところにより配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損を生じた場合は，運営委員会の定めるところにより負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第15条　構成員が業務に関し，発注者及び第三者に与えた損害は，当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては，その責任について関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは，運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は，いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条 本協定書に基づく権利義務は，他人に譲渡することはできない。

（委託業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第17条 構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当企業体が第１条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合において，残存構成員が共同連帯して当該業務の受託契約を完了させるものとする。

３　脱退構成員があるときは，残存構成員の出資の割合は，脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を，残存構成員が有している出資の割合により分割し，これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退構成員の出資金の返還は，決算の際に行うものとする。ただし，決算の結果欠損金が生じた場合には，脱退構成員の出資金から当該脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益が生じた場合において，脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第18条　当企業体は，構成員のうちいずれかが，当該業務中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては，他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては，除名した構成員に対してその旨の通知をしなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては，前条の第２項から第５項までを準用するものとする。

（履行期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第19条　構成員のうちのいずれかが当該業務途中において破産又は解散した場合においては，残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項においては，第17条第２項から第５項までを準用する。

（代表者の変更）

第20条　代表者が脱退し，若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては，従前の代表者に代えて，他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者にできるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第21条 当企業体が解散した後においても，当該業務につき契約不適合があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第22条 この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

 外　　社は，上記のとおり 委託業務共同企業体協定を締結したので，その証しとしてこの協定書　通を作成し，各通に構成員が記名押印し，１通は高知市上下水道局に提出し，他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体名称

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　㊞

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　㊞

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　㊞

**委任状及び使用印鑑届**

令和 年 月 日

（宛先）高知市上下水道事業管理者

（受任者）

共同企業体の名称 委託業務共同企業体

共同企業体代表者

住所

商号又は名称

代表者氏名

　私たちは，上記の共同企業体代表者を代理人と定め，当共同企業体が存続する間，次の委任事項を委任するとともに上記共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく，届出をします。

（委任者）

共同企業体構成員

　住所

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（委任事項）

 １ 見積り，入札に関する件

 １ 契約締結に関する件

 １ 委託代金（部分払金を含む。）の請求，受領に関する件

 １ 代理人選任の件

 １ その他契約の履行に関する一切の件

（使用印）

**委任状及び使用印鑑届**

令和 年 月 日

（宛先）高知市上下水道事業管理者

（受任者）

共同企業体の名称 委託業務共同企業体

共同企業体代表者

住所

商号又は名称

代表者氏名

　私たちは，上記の共同企業体代表者を代理人と定め，当共同企業体が存続する間，次の委任事項を委任するとともに上記共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく，届出をします。

（委任者）

共同企業体構成員

　住所

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員

　住所

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（委任事項）

 １ 見積り，入札に関する件

 １ 契約締結に関する件

 １ 委託代金（部分払金を含む。）の請求，受領に関する件

 １ 代理人選任の件

 １ その他契約の履行に関する一切の件

（使用印）